

目 次

はじめに

第1章 食を取り巻く現状及び課題	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開	4
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化	4
(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化	
(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大	5
(1) 情報提供の強化	
(2) リスクコミュニケーション等の強化	
(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	
(4) 府民参画の推進	
3 監視・指導・検査の強化	8
(1) 健康被害防止への対応	
(2) 食品衛生管理対策	
(3) 適正な食品表示対策	
(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	
4 安心・安全の基盤づくり	12
(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	
(2) 安心感向上のための取組	
(3) 環境に配慮した食品生産等	
第4章 行動計画の管理・公表	16

は じ め に

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成 17 年 12 月に京都府食の安心・安全推進条例（平成 17 年京都府条例第 53 号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第 5 条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成 19 年度から平成 21 年度までの第 1 次、平成 22 年度から平成 24 年度までの第 2 次の各行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムや、きょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの実施など生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。

一方、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等の生食に伴う食中毒、産地偽装の続発、輸入食品への不安などに加え、インターネットなどによる情報が氾濫する中で、信頼することができる情報を取捨選択することが困難となっているため、食品の安全性に対する不安感が一層拡大していることから、これらの課題に対応し、食の安心・安全を確保する取組を強化することが必要です。

これらの課題を踏まえ、更に食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、条例第 5 条の規定により行動計画（平成 25 年度～ 27 年度）を策定します。

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

(課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

2 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安に感じる」「ある程度不安に感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

(課題)

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生

平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しました。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、消費者の輸入食品に対する不安があります。

（課題）

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理やコンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「相互理解と府民参画」、「監視・指導の強化」、「安心・安全の基盤づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者等への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成25年度から平成27年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への的確な情報提供や、関係団体と連携したリスクコミュニケーションなどにより放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めます。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

ホームページや広報紙などの広報媒体の活用や報道発表による府民目線での情報提供や消費者団体と生産者団体・事業者団体等との意見交換会の開催などにより、府民との情報共有を図るとともに、食品表示を監視する食の安心・安全協働サポーターとの連携など府民参画を広げていきます。

また、府民が食について学ぶ機会の充実とともに、未来を担う子どもたちを対象に、農と教育が一体となった体験型の食育を積極的に推進します。

3 監視・指導・検査の強化

輸入食品における農薬や添加物の不適切な使用等に係る検査や国内の食品製造、販売施設等の監視、指導、検査により食品の安全性を担保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するため、食品表示パトロールや科学的検査による効果的な監視、指導の強化と相談窓口の充実等を図ります。

また、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策を徹底します。

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法、加工食品の品質管理向上と情報提供など生産者・事業者の取組を支援し、その取組状況を積極的に情報発信します。

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

国と関東・東北などでの産地検査に加え、府内に流通する食品について、安心感の向上のための検査を、加工食品や子どもが日常的に口にする食品を中心に、定期的を実施します。

府内産の農林水産物について、風評被害を未然に防ぐため、米、野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要な農林水産物についても、出荷時期、産地毎のモニタリング検査を実施します。

なお、流通食品、府内産農林水産物ともに、平成23年度途中に検査体制を整備し、増加させた検体数を維持します。

また、庁内関係部局によるプロジェクトチームを設置し、国や関係機関・自治体等からの情報収集に努め、必要により専門家の指導・助言も得ながら、状況の変化に応じて機動的に検査対応します。

数値目標

取組	現 状	目 標
	(H23年度実績値)	(H27年度)
流通食品の放射性物質検査（検体/年）	127 (H24年度見込300)	300
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	345 (H24年度見込400)	400

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

食品の放射性物質検査結果については、速やかに京都府ホームページ等で公表するなど、食品安全に関する情報発信の強化に努めます。

リスクコミュニケーションを推進するため、関係団体とも連携を図りながら専門家による講演会や意見交換会を開催するなど、放射性物質に関する知識の普及を図り、消費者の正しい理解の促進に努めます。

また、「出前語らい」など地域の学習会に府職員を積極的に派遣します。

数値目標

取組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催（回/年）	5	10

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

(1) 情報提供の強化

府民にきめ細かに情報提供するため、ホームページ、広報紙の活用、記者発表だけでなく、WEB 媒体、講演会、意見交換会などを市町村等とも連携を図り、情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、戦略的に広報・情報提供します。

このため、①食品等の検査結果や農薬に係る立ち入り検査の結果を定期的に公表、②府の施策・取組を分かりやすく写真や図表等も使い毎月情報提供するほか、国や関係団体の情報、食の安心・安全に係る身近な情報を発信する府のホームページ、メールマガジンの充実、③府民に関心の高いテーマについて、講演会や意見交換会等の実施、④府の取組をきめ細かく説明し、意見交換する府職員による「出前語らい」等の実施、⑤広告ちらし等を活用して食品の安全性に関する情報を提供する「情報提供店」の増加、⑥見学できる農業施設や食品工場等の情報を登録し、積極的に紹介、

⑦府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の情報提供、⑧子ども向け情報提供をホームページ等で実施します。

また、広報・情報提供の取組について、府民アンケート等により、毎年度チェックの上、府民目線に立った情報提供となるよう見直していきます。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介 (回/年)	—	1 2
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供 (回/年)	—	1 2
広告ちらし等を活用する「情報提供店」(店)	1 3 6	3 0 0

(2) リスクコミュニケーション等の強化

ア リスクコミュニケーションの強化

消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をともに考えるリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちをさらに醸成します。

このため、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションについて、府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進します。併せて消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

さらに、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注）の育成と活動の支援などにより、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

（注）リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことです。

イ きょうと食の安心・安全フォーラムや意見交換会の開催

生産者団体、消費者団体と京都府で構成する「きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会」の主催で、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、加工食品生産の取組について説明し、試食を交えながら事業者と消費者の交流・意見交換を行います。

さらに、各地域でも、消費者、生産者、食品関連事業者による意見交換

会を開催し相互理解を進めます。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
リスクコミュニケーションの開催回数 (回/年)	10	17
(テーマ：放射性物質以外	5	7
(テーマ：放射性物質 再掲	5	10
リスクコミュニケーターの人数 (人)	24	50
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	4	5
きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

食育を通じて、安全な食品など「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実現できるよう、各世代に応じた取組を進めます。

特に、子どもたちが農作業等を通じて「食」や命の大切さ、農業の重要性が学べる「きょうと食農体験農場」の開設支援・登録と、農作業や調理などの体験を体系的に指導できる「きょうと食いく先生」の認定を推進するなど農と教育が一体となった体験型の食育を推進します。

また、住民に最も身近な地域での食育が充実するよう、市町村の食育推進計画策定を推進するとともに、取組を支援します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食育推進計画作成市町村数	15	26
親子研修会等の開催回数 (回/年)	3	5
きょうと食農体験農場の登録数	0	20
きょうと食いく先生の認定数 (人)	0	100

(4) 府民参画の推進

ア きょうと食の安心・安全協働サポーターとの連携

府民公募の「きょうと食の安心・安全協働サポーター」(注)と協働して食の安心・安全の取組を推進します。具体的には、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの府への情報提供、食の安心・安全に関する情報の身近な人への提供、府が実施するアンケート調査等や府の施策に対する意見提出など府民参画の取組に協力していただきます。

また、府民参画を更に推進するため、現在行っている食品表示や食に関する研修会を充実し、市町村と連携して「きょうと食の安心・安全協働サポーター」のスキルアップを図ります。

(注) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人で、希望する方を、基礎的な講習を受けていただいた上で、府が「きょうと食の安心・安全協働サポーター」として登録しています。

イ 消費者団体との意見交換会の開催

消費者の意見を府の施策、取組に反映させるため、消費者団体との意見交換会を開催します。

ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画

重点的かつ効果的できめ細かな監視・指導を実施するための食品衛生監視指導計画に府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催 (回/年)	—	5
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数 (回/年)	2	4

3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

ア 食の安心・安全に関する事案への機動的対応

府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が生じた場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」の緊急連絡網により速やかに情報共有し、関係部局が連携して初動対応します。

また、国や関係自治体等と連携し、迅速な対応により健康被害防止・再発防止に努めます。

イ 食の安心・安全に関わる情報の共有と関係機関との連携

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、消費者庁等へ提供するとともに、関係部局で共有します。

内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

国（近畿農政局等）や近隣府県等関係機関と定期的に打ち合わせを行い情報を共有します。

(2) 食品衛生管理対策

ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を実施し、農薬の適正管理と無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査を実施します。

畜産物については、畜産農家を対象とした巡回監視・指導を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく検査により、家畜伝染病の予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、原因となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監視・指導を実施します。

イ 流通段階

(ア) 食品

府内で流通する食品（輸入食品含む）等の放射性物質、残留農薬、食品添加物、微生物等の収去検査に当たっては、食品に対する不安や食品事故も考慮して実施します。

また、広域的に大量に流通する食品製造施設や総合衛生管理製造過

程承認施設（HACCP 施設）（注）等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に、食品衛生監視機動班を編成してきめ細かに監視・指導を実施し、食品事故や違反食品の未然防止を図ります。

食中毒を予防するため、府民や事業者等を対象に、食中毒予防講習会や研修会等を実施します。特に食中毒の発生しやすい夏期の食中毒予防推進期間や年末の一斉取締期間中には、より集中的な食品衛生監視・指導を実施し、食中毒注意報の発令等により、市町村や事業者等に注意喚起を行います。

食中毒が発生した場合には緊急検査を実施して原因を究明し、健康危害を防止します。

（注）総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP施設）

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、その中でも、極めて重要な危害の発生を防止できるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法を導入している施設。

（イ）いわゆる健康食品

「いわゆる健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む）や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適正な広告や違法ドラッグを確認した場合は広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施します。（無承認無許可医薬品の販売の監視）

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
農薬使用者に対する使用実態調査（件／年）	3 4	1 2 0
肥料生産業者に対する立入検査数（件／年）	5	5
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭/年)	2 0	2 0
貝毒プランクトンの監視調査件数（件／年）	2 0	2 0
食品等の収去検査検体数（検体／年）	7 5 0	7 5 0
食品衛生監視機動班による立入検査回数（件／年）	4 0	4 0
無承認無許可医薬品の監視（インターネットを含む。） 件数（件／年）	8 4 2	1, 0 0 0

（３）適正な食品表示対策

府内の食品関連事業者を対象とした食品表示講習会を開催するとともに、各業種別の食品表示指導者を活用し、食品表示の適正化とコンプライ

アンス（法令順守）に関する意識向上に向けた取組を推進します。

なお、食品表示パトロールを計画的に実施して指導、啓発を行うとともに、外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となる科学的検査も用いて監視を強化します。

また、監視・指導にあたっては「京都府くらしの安心・安全推進本部」により、食品表示担当部局、警察本部等が連携して対応します。

さらに、国における食品表示の制度改正等に対応しながら、食品表示110番と関係法令所管課でプロジェクトチームを設置し、連携強化の上府民、食品関連事業者へのきめ細かな相談対応を目指します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
事業者向け食品表示講習会の開催（回/年）	—	5
食品表示指導者数（人）	37	50
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	30
巡回調査における適正表示の割合（%）	82	90

（4）家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、大規模な養鶏農家におけるウイルス分離検査や抗体検査による侵入防止を監視します。

口蹄疫の発生防止のため、牛、豚などの偶蹄類家畜を飼養する全農家を巡回指導します。

また、家畜伝染病を侵入させないよう、京都方式のバイオセキュリティとして、畜産農場における家畜衛生管理を個別農場毎にきめ細かく指導、支援するとともに、万一に備えて、家畜伝染病に関する迅速な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数（回/年）	4	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数（回/年）	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数（回/年）	4	4
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数（回/年）	1	1

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

ア 農産物

生産管理履歴の記帳推進を図り、情報の開示・提供に取り組むとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）（注1）などによる病害虫防除に対する効果的かつ適正な農薬使用を指導します。

また、農業者自らが、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検などにより改善を行う農業生産工程管理手法（GAP）（注2）については、多くの農家が実践できることを基本に、普及センター等を通じて産地や生産者組織での普及に努め、推進を図るとともに、取組の高度化に伴って第三者機関によるGAP認証を目指す意欲的なモデル農家等の育成を図ります。

加えて、生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルに基づく農産物の安全確保のための体制の充実を働きかけます。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料の使用量低減のための試験研究機関の成果を速やかに生産現場に普及します。

（注1）総合的病害虫・雑草管理（IPM）

耕種的、生物的、化学的、物理的な防除法をうまく組み合わせ、経済的被害を生じるレベル以下に害虫個体群を減少させ、かつその低いレベルを持続させるための害虫個体群管理のシステム。これにより、害虫による被害軽減にとどまらず、付加価値を持った生産物の提供や薬剤抵抗性問題軽減、農業環境の保全などを農家や消費者にもたらします。

（注2）農業生産工程管理手法（GAP）

農業者自らが、（1）農作業の点検項目を決定し、（2）点検項目に従い農作業を行い、記録し、（3）記録を点検・評価し、その改善点を見出し、（4）次回の付付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」（プロセスチェック）の手法。

イ 畜産物

国内外での家畜伝染病に関する情報の迅速な発信や毎月の「10（テン）検の日」の取組により畜産農家における自主的な防疫意識を喚起するとともに、飼養衛生管理基準の順守による農場自らのウイルス侵入防止対策を支援します。

また、抗生物質など動物用医薬品の適正な使用やサルモネラなど食中毒原因菌対策を支援します。

ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、丹後とり貝などの二枚貝生産者に対して安全性の検査等を巡回指導します。

エ 加工食品等

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員が保健所と連携しながら、飲食店等の衛生管理状況を巡回点検し、事業者に対して指導・助言するほか、地域イベント等での啓発資料配付、相談受付などにより、府民に対して食中毒予防啓発を行います。

オ 京のブランド産品等

京都こだわり農法によって生産され、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド産品」の品目を拡大するとともに、情報提供を強化し、機能性や栄養に着目した需要の拡大を目指します。

また、「京のブランド産品」ではないものの同様の農法により生産された農産物について、学校や福祉施設への供給を促進したり、市場、直売所等を通じて消費の拡大を目指す取組を支援します。

カ 学校給食

すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
GAP手法導入農家数(戸)	450	1,500
事業者による残留農薬自主検査【茶】(検体/年)	20	20
農薬講習会の開催数(回/年)	6	6
農薬管理指導士の認定者数(実人数)(人)	793	850
水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25
二枚貝生産者への巡回指導件数(件/年)	15	15
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数(件/年)	5,700	5,700
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	176

(2) 安心感向上のための取組

ア 生産・製造情報の提供

(ア) 農産物

米と野菜について、トレーサビリティシステムが実施されており、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。

(イ) 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムを適正に運用に加え、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の徹底を指導します。

また、京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム(注)についてより多くの小売店・府民に知っていただくため、啓発資材等を作成し、PR活動を行います。

(注) 京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム

京都府では、安心・安全な鶏卵・鶏肉を消費者に届けるため、生産者・流通業者が一体となり、衛生管理水準の向上、情報開示、トレーサビリティシステムを組み合わせた独自の鶏卵・鶏肉の流通システムを導入し、「京都方式のトレーサビリティシステム」として推進しています。

(ウ) 加工食品

府が定める水準の品質管理を行い、生産・製造情報を開示する事業者の食品を登録する「きょうと信頼食品登録制度」の登録事業者の増加及びレベルアップを図ります。

また、「きょうと信頼食品登録制度」の取組について府民への情報提供を強化します。

イ 技術の開発と普及

食の安心・安全や地産地消、健康志向など消費者の関心の高まり、嗜好の多様化が進んでいる状況を踏まえ、農薬や化学肥料の使用量の削減、身体に良い機能性成分の探索など、府内産農林水産物の安心感と信頼感の向上につながる技術開発と普及を目指します。

ウ 大学との連携

府民の安心度向上を図るため、京都にある大学の食品・栄養学、農学等の学部や研究室と連携して、府民・学生に対して食の安心・安全に関する知識の普及に努めます。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	10
きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを策定する業種の数	—	10
きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	52	80
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	10

(3) 環境に配慮した食品生産等

ア 農産物

米や野菜については土作りを基本に、農薬や化学肥料の使用量を削減する栽培技術を積極的に導入する農家を支援し、京都こだわり農法(注)の取組面積やエコファーマーの認定件数、特別栽培米の栽培面積を増やします。

また、茶については、全戸が生産履歴の記帳を行っているところですが、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

さらに、適正施肥のための土壌分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証ほを各地に設置し、技術の普及を促進します。

(注) 京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

イ 畜産物

飼料用米の利用が進む鶏卵生産に加え、養豚等にも拡大させるとともにアニマルウェルフェアにも配慮した家畜の飼養環境の改良を進めます。

ウ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

エ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
京都こだわり農法取組面積 (ha)	4 0 9	4 6 0
エコファーマー認定件数 (件)	9 9 2	1, 4 0 0
特別栽培米の栽培面積 (ha)	7 9 4	1, 0 0 0
水産養殖事業者の巡回指導件数 (件/年)	2 5	2 5

第 4 章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年度、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況をとりまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

京都府食の安心・安全審議会の評価は、翌年度の取組に反映させます。